

【上越市定住促進奨学金のご案内】

市内に居住しながら市外の大学等に通学する学生を支援し、若者世代の将来にわたる定住を促すことを目的とした上越市定住促進奨学金の利用者を募集します。

※この奨学金は貸付金ですので、返還する必要があります。

内 容	通学に要する公共交通機関の通学定期券代を奨学金としてお貸しします。 返還期間中に市内に居住し、かつ就業している場合は、返還額の3分の2に相当する額を免除します。
対 象 者	次の全てに該当する方 ・上越市内に居住する30歳未満 ・市外の大学、大学院、高等専門学校（専攻科含む）または専修学校（専門課程に限る）に在学 ・公共交通機関（鉄道、路線バス等）の通学定期券を利用 ※所得要件、成績要件なし ※在学期間の途中からの利用可（例：大学4年生から利用開始） ※他の奨学金との併用可（例：日本学生支援機構の奨学金）
貸 付 期 間	貸付決定の月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで （例：大学は4年間、短大は2年間）
貸 付 額	通学定期券購入費の合計額の範囲内とし、1か月あたり6万円まで
利 子	無利子
交 付 方 法	次のいずれかを選択できます。※2回目以降の請求から選択可（初回は事後交付） ・事前交付（通学定期券購入前に奨学金を交付） ・事後交付（通学定期券購入後に奨学金を交付）
提 出 書 類	1. <u>上越市定住促進奨学生採用申込書</u> 2. <u>住民票の写し</u> 申込日から1か月以内のもの 3. <u>在学証明書</u> 入学後に学校から発行されたもの 4. <u>通学定期券の写し</u> 公共交通機関の種別、利用区間、有効期間、金額、利用者氏名等がわかるもの ※Suica等、ICカードの定期券も可
提 出 先	次の場所へ持ち込みまたは郵送により提出してください。 ・上越市総合政策部多文化共生課 移住促進係（木田第1庁舎3階） 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 ・上越市教育委員会教育総務課または学校教育課 〒942-8563 上越市下門前1770番地 教育プラザ内 ・各総合事務所 総務・地域振興グループ ・南出張所、北出張所

採用決定	市で提出書類を審査後、書面により通知します。
返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間が終了した月の翌月から6か月経過後、4年以上16年以内 ※貸付期間の4倍の年数以内 ・年賦（年1回）、半年賦（年2回）、月賦（毎月払い）の中から選択 ・原則として、口座振替（引き落とし）による返還をお願いします。 ※ただし、特別な事情がある場合は納入通知書による返還（納付書払い）も可能です。
返還猶予	<p>災害や傷病等により返還が困難となったとき</p> <p>※在学中に貸し付けを終了した場合や貸付期間終了後に進学した場合は、卒業までの間、返還を猶予できます。</p> <p>（例：大学2年生まで貸付、大学から大学院へ進学等）</p>
返還免除	返還期間中に、市内居住かつ就業で、返還額の3分の2相当額を免除
問い合わせ	上越市総合政策部多文化共生課 移住促進係 TEL：025-520-5674（係直通）

====お申し込みにあたっての注意事項 ※必ずお読みください!=====

1 連帯保証人及び保証人の選定について

本制度のお申し込みには、連帯保証人と保証人を、それぞれ1人ずつ選定していただく必要があります。不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

連帯保証人とは? 本人（申込者）が未成年の場合はその保護者（親権を行う者又は後見人）、成年の場合は父母兄弟（成年の方）等としてください。連帯保証人は将来、本人と同等に弁済の責任を負います。

保証人とは? 原則、連帯保証人とは独立した生計を営み、いつでも奨学生と連絡の取れる65歳未満の者で、将来、本人・連帯保証人に次いで弁済の責任を負います。※本人からみたおじやおばを選定される方が多いです

ただし、上記の条件にあてはまる方がいない場合は、事前にご相談ください。

2 奨学金のお振込み先について

奨学生として採用された後、期間中、定期券購入費を奨学金として貸与します。貸与は、基本的に口座振込としていますが、ご本人以外の口座は指定できませんので、現在口座をお持ちでない場合はあらかじめご準備ください。

